<2014年12月11日　西日本新聞朝刊（共同通信配信）>

ヘイトスピーチ違法確定

最高裁　賠償、街宣活動禁じる

人種差別的なヘイトスピーチ（憎悪表現）で授業を妨害されたとして、京都朝鮮学園が「在日特権を許さない市民の会」（在特会）に損害賠償などを求めた訴訟で、最高裁第3小法廷（山崎敏充裁判長）は10日までに在特会側の上告を退ける決定をした。約1200万円の賠償と朝鮮学校周辺での街宣活動禁止を命じた二審大阪高裁判決が確定した。

決定は9日付。二審判決によると、在特会のメンバーらは2009～10年、当時京都市南区にあった朝鮮学校近くで3度にわたり「朝鮮学校を日本からたたき出せ」「スパイの子ども」などと拡声器で連呼。一連の様子を撮影した動画をインターネットで公開した。

一審京都地裁は「在日朝鮮人への差別意識を世間に訴える意図があり、人種差別に当たる」と街宣の違法性を認定した。二審も「民族教育をする利益を妨害した」と指摘し、活動を「表現の自由」と主張する在特会側の控訴を棄却した。

この街宣をめぐっては、在特会のメンバー4人が威力業務妨害罪などで有罪が確定している。

在特会の八木康洋会長は代理人弁護士を通じ「最高裁が政治的な表現の自由に向き合わなかったことは残念である」とのコメントを出した。

<2012年3月10日　西日本新聞朝刊>

差別落書き 54ヵ所で

早良、東区の公園や校門など

福岡市が県警に被害届

福岡市は9日、昨年10月から12月にかけて同市早良区と東区の学校や公園など計54カ所で被差別部落出身者などを中傷する落書きが相次いで見つかったことを明らかにした。市は「人の心を傷付け、差別を助長する悪質な行為」（同和対策課）として福岡法務局に報告し、器物損壊容疑で県警に被害届を提出した。

市によると、昨年10月18日、早良区の住民が道路脇のガードレールにマジックで書かれた落書きを発見し、地元公民館を通じて市に通報した。市は巡回で、12月1日までに同区内の中学校の校門や電柱、団地のフェンスなど半径約300㍍の範囲の計49カ所で落書きを確認した。11月には東区でも、公園の展望台の階段など5カ所で確認。両区の落書きは、内容や筆跡から同一人物が書いた可能性が高いという。

同市では2009年にも公園のトイレ計3カ所に、被差別部落出身者を中傷する落書きがあったが、同課は「これだけ大量の落書きが見つかったのは過去に例がない」としている。

部落解放同盟福岡市協議会の池勝書記長は「匿名で一方的に差別的な落書きをするのは許せない行為で、怒りを覚える」と話している。

人としての尊厳を認め合い、自らが前向きに生きていこうとする言葉がある一方で、他者を傷つけ、排除しようとする言葉も社会には存在する。

<ヘイトスピーチ（hate speech）>

ヘイトスピーチは、特定の人種や民族に対して差別や憎しみをあおったり、排除しようとする言動のことで、差別・憎悪扇動とも言われています。

東京や大阪などでは、長年日本で生活をしている在日韓国・朝鮮人の人たちに対して、人種差別・排外主義的な言動を繰り返すデモが、一時期毎週のように行われ、平穏な日常が脅かされる事態となりました。

国連の人種差別撤廃委員会からは、ヘイトスピーチを規制するよう勧告を受けていますが、日本ではいまだ具体的な対策が取られていません。しかし、記事で紹介している最高裁判所の判決では、ヘイトスピーチを人種差別と認め、賠償と街宣活動の差し止めを命じた一審、二審の判断を支持・確定しており、今後、ヘイトスピーチへの歯止めになることが期待されています。

また、福岡県議会をはじめとする各地の地方議会からは、ヘイトスピーチへの実効性のある対策を早急に求める意見書が国に対して提出されており、ヘイトスピーチを防ごうとする働きかけは確実に広がっています。

<差別落書き>

2011年10月から12月にかけて、福岡市内のガードレールや中学校の校門などで、合計54ヵ所というこれまでにない数の差別落書きが発見されました。その後も、市内の様々な場所で見つかるものの、書いた人物やその背景については、いまだ特定できていません。

その内容は、被差別部落や外国籍の人たちに対して矛先が向けられたもので、誹謗中傷にとどまらず、中には命の危険をほのめかす言葉も含まれています。

単なる落書きとは異なり、その人の出自や国籍の違いを理由に、差別し、排除しようとするものであり、その根底にはヘイトスピーチと同じ発想があります。

包括的に差別を禁止したり、差別による被害者を救済する法律がいまだ制定されていない日本の状況にあって、私たち一人ひとりが、こうした行為を許さず、防いでいこうとする意識と行動が求められているのです。